

中国ビジネス Q&A 「中小企業への代金支払保障条例」の改正

Q 弊社は数十年間にわたり中国で自動車部品の製造・販売を行っています。クライアントには日系と中資系の自動車メーカーが含まれますが、代金回収の長期化でかなり苦労しています。最近、中国では、日本の下請法のような法令が公布されたと聞いていますので、その中身と弊社のような日系企業に対する影響について教えていただけますか。

A 日本では既に1956年に「下請代金支払遅延等防止法」が制定されており、その目的は中小下請企業の取引における権利の保護、及び大企業による優越的な地位の濫用の防止に置かれていると承知しています。

代金未払いの発生を防ぎ、中小企業の合法的な權益を保障すべく、中国政府は2020年に「中小企業への代金支払保障条例」(以下「旧条例」という)を公布しました。同条例施行後、中小企業への代金未払い問題の解決に一定の効果があったものの、経済の下振れと「未払い連鎖」現象の二重の衝撃に加え、支払責任の不明確さや罰則の不十分さなどの問題が依然として残っていました。このような背景の下、25年6月1日に施行された「中小企業への代金支払保障条例(25年改正)」(以下「新条例」という)は、大企業から中小企業への支払いに対する規制をさらに強化しています。

1. 新条例の主な改正内容

新条例は公布以来、各方面から高い関心が寄せられていますが、以下では、改正内容のうち、日系企業に大きな影響を及ぼす主なポイントを重点的に紹介します。

1) 企業規模の区分

新旧条例では、ともに「中小企業」と「大企業」を明確に定義しています。すなわち、中小企業とは中国国内で合法的に設立され、國務院が承認した中小企業区分基準により中型企業、小型企業、微型企業に分類される企業です。大企業は、中小企業以外の企業であると定義されています。貴社をはじめ自動車業界は工業に属します。国家統計局の「統計上の大中小微型企業区分方法(2017)」によると、工業企業の規模別区分基準は下表の通りです。

また、新条例では、大企業は中小企業への支払いを速やかに行うよう、完全子会社と子会社に促す義務を定めています。立法の趣旨から考えますと、大企業の完全子会社、子会社も大企業の基準に従って支払サイト関連の義務を履行しなければならない可能性が高いと理解されています。

業界名	指標名	単位	大型	中型	小型	微型
工業※	従業員(X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$
	売上高(Y)	万人民币元	$Y \geq 40000$	$2000 \leq Y < 40000$	$300 \leq Y < 2000$	$Y < 300$

※大型、中型、小型企業はそれぞれ、記載された指標の下限を全て満たす必要があり、満たさない場合にはワンランク下の区分となる。微型企業は指標のいずれか一つを満たせば良い。

2) 支払サイトに関するルールの重要な調整

A. 大企業が支払サイトの規制対象へ

新条例第9条は従来の制度を踏襲し、政府機関と事業単位^{注1}が中小企業から物品、工事、サービスを調達する際に、納入日から30日以内に代金を支払う必要があります。ただし、契約に別段の合意がある場合は合意内容が優先されますが、それでも支払サイトは最大60日を超えてはならないとされています。他方、注目すべきなのは、新条例が初めて明確に大企業を支払サイトの規制対象に組み入れたという点です。具体的には、大企業が中小企業からの物品、工事、サービスを調達する際に、納入日から60日以内に中小企業への支払いを完了する必要があり、契約に別段の合意がある場合は、業界のルールと取引慣行に従い、支払サイトを適切に設定した上、期限どおりに履行しなければならない、と明記されています。

B. 不合理な支払遅延の禁止

新条例第9条第2項は不合理な支払条件の禁止範囲をさらに拡大し、「第三者からの入金を中小企業への支払条件とすること」及び「第三者からの入金進捗の割合に応じて中小企業に支払うこと」を明確に禁止しています。加えて、大企業が紛争を理由に、支払いを悪意を持って遅延させることを防ぐために、第15条では、大企業と中小企業の取引において争議のある部分があっても、それが他の部分の履行に影響しない限り、争議のない部分の支払義務は速やかに履行しなければならないと定め、支払い遅延のグレーゾーンを効果的に縮小しています。

C. 非現金決済に対する制限

新条例によれば、大企業が中小企業への支払いに商業手形や売掛金電子証憑などの非現金決済手段を使用する場合は、契約で明確かつ合理的な合意をする必要があり、中小企業に対してこれらの非現金決済手段の受け入れを強要してはならないとされています。また、大企業がこれらの支払方法による支払い遅延を防止するために、商業手形や売掛金電子証憑などによって支払サイトを実質的に延長することも禁止されています。

D. 監督体制と法的責任の明確化

新条例第17条は遅延利息について、「政府機関、事業単

と日系企業への影響について

金誠同達法律事務所
シニアパートナー・中国弁護士 趙雪巍

位及び大企業が中小企業への支払を遅延した場合、遅延利息を支払う義務がある。遅延利息の利率を双方が契約で定めた場合、その利率は契約締結時の1年物LPR^{注2}を下回ってはならず、定めがなければ日利0.05%で遅延利息を支払う」と明確に定めています。

監督と執行の面では、新条例第24条により、苦情対応の透明性と効率を高めるために、工業情報化部は全国統一の未払金苦情受付プラットフォームを設置するとされています。第18条は大企業に対し、年度報告書で未払いの契約件数と金額を開示し、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公表することを求めています。仮に政府機関、事業単位及び大企業による中小企業への支払い遅延が法により信用失墜行為に認定された場合、苦情受付部署及び関係機関は手続きに従って信用失墜の状況に関係する主体の信用情報に記録します。情状が深刻、または社会的悪影響が大きい場合は、関係する情報を全国信用情報共有プラットフォームと国家企業信用情報公示システムに登録して社会に公示することになります。この他、個人責任も規定されており、国有の大企業が中小企業への支払いを遅延したことによって悪影響または不良な結果をもたらした場合は、責任を負う国有企業の管理者に対して法的処分が科されることとなります。

2. 新条例への対応について

日本の下請法と若干異なり、中国の新条例での支払義務に対する拘束は、より強制的で、行政上の干渉と信用懲戒が強調されています。中国において経営活動を展開する日系企業としては、新条例に対する理解を深めた上、適時適切な対応を行うことが望ましいです。具体的には、

1) 大企業の場合

大型の日系企業は、社内制度と業務フローにおいて、買掛金管理体制を整備し、以下のような対策を講じることをお勧めします。

- ◆契約の条項を改めて審査し、受給時支払(Pay-When-Paid)条項を削除する。段階ごとの代金支払の条件を明確にし、支払条項が「60日」の規定に違反しないようにする。
- ◆代金支払台帳と工程記録制度を確立し、サプライチェーン契約の法令遵守を定期的に検証する。これにより監督管理上の抽出検査への対応または争議における挙証に便宜を図る。
- ◆企業信用情報を重視し、代金の滞納によりブラックリストに掲載され、融資または政府の業務に影響が及ぶ事態を回避する。
- ◆法務コンプライアンス連絡窓口を設置して通報を速やかに処理し、信用記録への悪影響を回避する。
- ◆中小企業代金支払保障業務の状況を企業のリスクマネジ

メント・コンプライアンス管理体系に組み入れ、中小企業への速やかな代金支払を自社の完全子会社または子会社に督促するなど、中国子会社の支払行為に対する監査制度を確立して連帯責任のリスクを回避する。

2) 中小企業の場合

サプライチェーンの中流・下流に位置し、価格交渉力が限られる中小サプライヤーにとって、自社の代金回収の権利を守ることは極めて重要です。中小企業がその他の企業または組織と契約を締結するに当たり、自社が中小企業である旨を適切な形で明示し、新条例に基づく支払保障措施を享受できることが望ましいです。

契約締結の過程においては、新条例の支払期限、支払方法、支払条件、違約責任などの規定に従って契約中に詳細な取決めを行うことができます。仮に国家機関・事業単位・大手企業による代金支払の拒絶または遅延が発生した場合は、代金滞納組織との積極的な意思疎通や協議を通じて解決を図るほか、複数回に渡り交渉しても改善が見られない場合は、新条例の規定に基づいて関係当局に苦情を申し立て、法的手段を通じて損失を最小限に抑えるよう検討すべきと考えます。

3. まとめ

今回の改正は中小企業の「回収長期化・回収難」の問題に焦点を当て、支払義務の拘束が強化され、違法責任の認定が細分化されており、その趣旨は中小企業の商取引環境の合理化にあります。新条例と日本の下請法との明確な違いは、中国の場合には「行政的な強制性」をもって支払遅延の局面が開かれるのに対し、日本の場合には「業界内の自治」に強く依存している、という点にあります。

なお、注目すべき点として、25年10月15日の中国「不正競争防止法(25年改正)」は、優越的地位の濫用を不正競争行為として規制し、「大型企業などの事業者が資金、技術、取引チャネル、業界影響力などの面における自らの優越的地位を用いて、中小企業に対して明らかに不合理な支払条件、支払方法、支払期限、違約責任を設定し、排他的契約の強要や他の手段で公正な競争秩序を乱してはならない」と定めています。

新条例の徹底にはなお時間を要しますが、支払サイトの短縮は大きなトレンドであり、関連する企業は実務上の動向を注視し、適時適切な対応を行うことが望ましいです。

注1:中国の「事業単位」は、日本の独立行政法人に相当する。以下同様。

注2:LPR(Loan Prime Rate)とは、中国の中央銀行である中国人民銀行が定期的に公表している最優遇貸出金利の指標である。